

芦屋市自転車駐車場 指定管理者募集要項

平成30年5月



芦屋市都市建設部建設総務課

1 指定管理者の募集について

芦屋市の自転車駐車場（以下「駐車場」という。）について、駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第29号）第15条第1項の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 業務概要

(1) 施設概要

名称	所在地	面積	収容台数	備考
阪神打出駅前 自転車駐車場	芦屋市打出小 槌町 20～26番先, 57番先 芦屋市春日町 150～152番 先, 160番先	平面式 約615㎡	・自転車（定期） 435台 ・自転車（一時） 110台 ・原付（定期） 12台 ・原付（一時） 5台 ・自動二輪（一時） 2台	・屋外施設 ・管理人室(2.47㎡)有 ・電気, 水道施設有
阪急芦屋川駅北 自転車駐車場	芦屋市東芦屋 町167番先	平面式 約880㎡	・自転車（定期） 290台 ・自転車（一時） 87台 ・原付（定期） 84台 ・原付（一時） 24台 ・自動二輪（一時） 3台	・屋外施設 ・管理人室(9.72㎡)有 ・電気, 水道施設有
阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車 場	芦屋市月若町 49番2先	平面式 約350㎡	・自転車（定期） 200台 ・自転車（一時） 22台	・屋内施設(建物部分 362.5㎡) ・管理人室有 ・消防設備点検業務委託 (平成29年度実績 15,120円) ・夜間機械警備業務委託 (仕様書 P.13 8(2)参 照) ・電気, 水道施設有
阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐 車場	芦屋市松ノ内 町26番先	平面式 約341㎡	・自転車（定期） 219台	・屋外施設
阪神芦屋駅南	芦屋市精道町	立体式	・自転車（定期）	・屋内施設

自転車駐車場	93 番 1	うち一部平面式 約 1,411 m ²	642 台 ・自転車（一時） 428 台 ・自転車（来庁） 43 台 ・原付（定期） 127 台 ・原付（一時） 23 台 ・原付（来庁） 12 台	・管理人室有 ・光熱水費は年度末に芦屋市から一括請求
阪神芦屋駅西 自転車駐車場	芦屋市川西町 64 番先	立体式 うち一部平面式 敷地：約 560 m ² 構造：2 階建約 953 m ²	・自転車（定期） 315 台 ・自転車（一時） 207 台 ・原付（定期） 50 台 ・原付（一時） 19 台 ・自動二輪（一時） 2 台	・屋内施設（建物部分 936.4 m ² ） ・管理人室有 ・自転車等搬送コンベア 保守点検業務委託 （平成 29 年度実績 345,600 円） ・夜間機械警備業務委託 （平成 29 年度実績 162,000 円） ・電気、水道施設有
J R 芦屋駅北 自転車駐車場	芦屋市大原町 265 番	地上 1 階平面式 地下 1 階立体式 地下 2 階立体式 延べ床面積 約 2,019 m ²	・自転車（定期） 471 台 ・自転車（一時） 457 台 ・原付（定期） 298 台 ・原付（一時） 74 台	・屋内施設 （建物部分 1,648.5 m ² ） ・管理人室有 ・自転車等搬送コンベア 保守点検業務委託 （平成 29 年度実績 950,400 円） ・ラポルテ北館管理費 （平成 29 年度実績 2,181,418 円）
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 2	平面式 約 211 m ²	・自転車（定期） 91 台 ・原付（定期） 50 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 2	芦屋市業平町 17 番	平面式 約 186 m ²	・自転車（定期） 178 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2～5 番 4	平面式 約 551 m ²	・自転車（定期） 128 台 ・自転車（一時） 220 台 ・原付（一時）	・屋外施設 ・管理人室（8.1 m ² ）有 ・電気施設有

			43 台 ・自動二輪（一時） 7 台	
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 4	芦屋市業平町 972 番 5, 972 番 6, 972 番 9, 972 番 13, 972 番 14, 973 番 3	平面式 約 196 m ²	・原付（定期） 73 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 6	芦屋市上宮川 町 100 番 1 先	平面式 約 161 m ²	・自転車（定期） 67 台 ・原付（定期） 20 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 7	芦屋市業平町 965 番 2 先	平面式 約 51 m ²	・原付（定期） 19 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 8	芦屋市業平町 936 番 2 先	平面式 約 32 m ²	・自転車（定期） 33 台	・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9	芦屋市上宮川 町 108 番 1 先	平面式 約 39 m ²	・自転車（定期） 24 台	・屋外施設 ・電気施設有

※阪神打出駅前自転車駐車場及び J R 芦屋駅北自転車駐車場の収容台数については、平成 30 年度実施予定の自転車ラック改修工事後の台数を記載しています。なお、工事の状況により台数が変動する可能性があります。

(2) 業務時間及び休業日

ア 業務時間 午前 6 時 30 分から午後 10 時まで

ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前 6 時から午前 0 時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1、J R 芦屋駅南自転車駐車場 2、J R 芦屋駅南自転車駐車場 3、J R 芦屋駅南自転車駐車場 4、J R 芦屋駅南自転車駐車場 6、J R 芦屋駅南自転車駐車場 7、J R 芦屋駅南自転車駐車場 8 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 については、午前 6 時から午後 10 時までとします。

イ 休業日

休業日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 31 日

ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1 月 1 日とします。

ウ 業務時間及び休業日の変更

業務時間及び休業日は、市長の承認により変更することができます。

(3) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを駐車場利用者に提供するとともに、管理経費の節減が図れることを期待しています。

ア 基本方針

自転車は、市民生活において手軽で便利な交通手段として、また、環境に優しい乗り物として、利用が年々増加しています。その一方で、駅周辺には放置自転車が多発し、歩行者や車椅子の通行に支障をきたすなどの交通安全上の問題や駅周辺の美観を損なうなど、様々な課題を抱えています。芦屋市では芦屋川沿いの区域を芦屋川特別景観地区、それ以外の行政区域を芦屋景観地区に指定しており、美観の維持に向けた管理を行っていただくとともに、駐車場の利用の向上と促進に向けて、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、駐車場の管理運営を行っていただきます。

イ 維持管理方針

駐車場の管理については、原則、「芦屋市自転車駐車場の指定管理者による管理運営業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ、機能を正常に保持し、駐車場利用者が安全で安心、快適に利用できるよう適正な管理と保守点検を行ってください。

ウ 駐車場の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に駐車場利用者の声を聴取し、反映してください。

自転車等の安全利用を図るため、マナーの向上や交通ルールへの遵守の啓発に努めてください。

駐車場利用の向上と促進を図るため、運営面において、市民サービスの工夫と提供に努めてください。

社会状況の変化に対し、市とも協力をして利用者のニーズに沿った事業の提案を行ってください。

エ 法令等の遵守

駐車場の管理運営業務を行うに当たっては、別紙仕様書に定める法令等を遵守していただきます。

3 業務内容（詳細については、別紙仕様書のとおり）

(1) 駐車場の管理運営に伴う業務

ア 受付・案内・誘導等業務

イ 利用料金の徴収・返還等業務

(2) 建物、施設及び附属設備に係る維持管理業務

ア 運転監視及び保安業務

イ 清掃業務

ウ 建物、施設の維持管理業務

エ 設備・機械等の保守点検業務

オ 消耗品の補充等

4 応募資格

駐車場の管理運営に関して、知識と経験を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）で次の内容を満たす法人等が対象となります。ただし、個人は応募資格がありません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければなりません。

ア 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。

- イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。
- (3) 複数応募の禁止
 - ア 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができません。
 - イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができません。
- (4) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することはできません。

 - ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準じるもの。
 - ウ 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者
 - エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税を滞納している者
 - オ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者
 - カ 本市、国や県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者
 - キ 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者
- (5) 連合体構成法人等の構成員の変更

連合体で応募する場合、代表する法人等及び連合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、連合体の協定書のほか、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。
- (6) 申請する法人等（連合体の一部を含む）が、指定管理期間中に合併、その他の事由により法人等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めます。

5 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、以下ア～エの応募書類を正本1部、副本10部（副は複写でも可）及び応募書類の「マイクロソフト社ワードデータ」の入ったCD等を提出していただきます。（提出の際はパスワードを設定してください。また、パスワードにつきましては、建設総務課代表アドレス kensetsu_soumu@city.ashiya.lg.jp に送信してください。）

ア 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書（様式1）

(ア) 連合体応募の場合は構成団体表及び連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）※代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記してください。

(イ) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 芦屋市自転車駐車場事業計画書（様式2）

(ア) 法人等の概要説明書

(イ) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

(ウ) 自転車駐車場の管理体制

日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載してください。（非常駐者は、その旨を明示してください。）

(エ) 自転車駐車場の維持管理

(オ) 自転車駐車場運営の取組

(カ) 自主事業案

- (キ) 自転車駐車場の管理運営費
管理運営費は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの期間について、毎年度の経費で算出してください。
- (ク) 人件費及び損害保険料内訳
- ウ 指定管理者の申請に係る誓約書（様式3）
- エ 添付書類
 - (ア) 定款、寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
 - (イ) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
 - (ウ) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
 - (エ) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
 - (オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書、法定監査を受けた場合その監査報告書）
 - (カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - (キ) 事業実績等の概要が分かるもの
 - (ク) 代表者履歴、役員名簿
 - (ケ) その他本市が必要と認めた書類等
 連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出してください。
- (2) 募集要項の配布
募集要項を平成30年5月1日（火）から6月1日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。）配布します。
ア 配布場所 都市建設部建設総務課又は市ホームページよりダウンロードしてください。
イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
- (3) 現場説明会
15駐車場のうち、阪神芦屋駅南自転車駐車場について、下記の要領で現場説明会を開催します。見学を希望される場合は、受付票に明記されるか、平成30年5月11日（金）までに見学を希望する旨と法人等名、担当者、電話番号を記載して建設総務課代表アドレス（kensetsu_soumu@city.ashiya.lg.jp）へメールを送信してください。他の駐車場については、応募前までに施設の確認を行ってください。
開催日：平成30年5月16日（水）
場所：阪神芦屋駅南自転車駐車場
- (4) 応募書類の受付
応募書類を平成30年5月1日（火）から6月1日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。）受付します。
ア 受付場所 都市建設部建設総務課
イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
なお、提出期限後の変更及び追加は認められません。
ウ 申請書等は必ず持参してください。
エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。
カ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (5) 質問及び質問に対する回答
ア 質問の方法
募集要項の受領時に質問の回答を希望されるかどうか受付票に明記すること。

質問の要旨を簡潔にまとめ、芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書（様式4）を持参するか、メール（建設総務課代表アドレス kensetsu_soumu@city.ashiya.lg.jp）へ送信してください。

イ 質問の受付期間

平成30年5月16日（水）から平成30年5月22日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）受付します。受付時間は、午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）です。

ウ 質問の受付場所

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市都市建設部建設総務課

エ 質問に対する回答の方法

ファクシミリで回答します。最終回答は平成30年5月29日（火）までに行います。

なお、質問内容が法人等独自の提案に係るものと本市で判断されるものについては、当該法人等のみ回答し、それ以外については、事前に希望された方全てに回答します。

(6) 応募書類の公開

応募書類については原則、公開とします。

6 指定候補者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定・評価委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、面接審査を実施します。面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 選定基準

選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

(ア) 管理運営を行うに当たっての基本方針について

(イ) 団体の理念及び運営方針について

(ウ) 団体の業務推進能力について

イ 自転車駐車場の管理体制

(ア) 管理体制について

(イ) 緊急時の対応について

(ウ) 個人情報保護の措置について

ウ 自転車駐車場の維持管理

(ア) 施設管理の基本事項について

(イ) 自転車駐車場の安全対策について

エ 自転車駐車場運営の取組

(ア) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について

(イ) 利用促進の取組について

(ウ) 不法行為等への取組について

(エ) 交通安全推進及び啓発の取組について

(オ) 自主事業への取組について

オ 自転車駐車場の管理運営費

消費税及び地方消費税にかかる税率については、平成31年9月30日までは8%、平成31年10月1日以降は10%で算出してください。

- (ア) 管理運営費の提案に工夫が見られるか
- (イ) 管理運営費の積算の根拠が明確になっているか
- (ウ) 適正な人件費になっているか
- (エ) 適正な損害保険加入になっているか
- (オ) 収支を踏まえた大規模修繕積立金の積算となっているか

大規模修繕積立金提案額の5年合計が30,000千円未満の場合は失格とします。なお、平成26年4月1日から平成31年3月31日大規模修繕積立金実績額の年平均（平成30年度は予算額）は14,192千円です。指定期間中に一部駐輪場を閉鎖するため、その内容を踏まえた積算を行ってください。（詳細は仕様書記載）

(4) 選定結果

応募された法人等（連合体を含む。）に、文書で選定結果を通知します。

指定候補者及び次点候補者となった団体については、団体名、選定基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。また、候補者とならなかった団体については選定基準の大項目ごとの得点、合計点、選定されなかった理由及び評価をホームページ等で公表します。

(5) 選定後の提出書類

指定候補者については役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書及び役員名簿（様式6）、法令遵守誓約書（様式7）、利用料金承認申請書（様式8）を協定締結前までに提出してください。連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出してください。

7 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないときは、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定することがあります。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定します。

(4) 管理運営費

ア 経費の負担区分

駐車場の管理運営費のうち、市が別途措置する修繕費、備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、駐車場の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	統括責任者（指導員），管理人，職員給料等 (兵庫県最低賃金は遵守のこと。)
光熱水費	電気，上下水道
設備保守，点検	消防設備，自転車等搬送コンベア，自転車ラック
清掃・点検等	清掃，巡回点検等
修繕費（小規模）	施設・設備の修繕
事務局費	印刷製本費，通信運搬費，旅費，消耗品費，事務機器リース料， 夜間金庫手数料，一般管理費
その他	保険料，公課費等 大規模修繕積立金（可能額を提示し市へ納付） 前受金（翌年度定期利用料等の翌年度収入分）

イ 大規模修繕積立金

大規模修繕積立金については，事業計画書に提案額を記載してください。指定管理期間中に工事の進捗により駐車場台数が当初より上回る場合は，その期間，台数按分して大規模修繕積立金の額を変更します。なお，これによりがたい場合は，市と協議を行い協定を締結します。支払いについては，会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし，3月25日までに納付してください。

ウ 管理口座

経費は，法人等自身の口座とは別に指定管理業務専用口座を設けて管理してください。

(5) 駐車場の利用料金

駐車場の利用料金は，指定管理者の収入として取り扱います。

また，指定管理者は，芦屋市と利用料金の設定等に係る協議を行い，条例の規定による使用料の範囲内において，市長の承認を得て利用料金を決定します。

(6) 施設の目的外使用

施設の一部の目的外使用については市の承諾を得る必要があります。

8 スケジュール（予定）

募集の開始：平成30年5月1日（火）

募集要項等配布期間：平成30年5月1日（火）～平成30年6月1日（金）

現地説明会：平成30年5月16日（水）

質問事項の受付期間：平成30年5月16日（水）～平成30年5月22日（火）

質問の回答：平成30年5月29日（火）まで

応募書類受付期間：平成30年5月1日（火）～平成30年6月1日（金）

募集の終了：平成30年6月1日（金）

面接審査：平成30年6月下旬

選定結果の公表，応募者への通知：平成30年7月中旬

市議会による議決：平成30年9月

指定管理者の指定（告示）：平成30年10月中旬

協定の締結：平成31年3月

業務引継ぎ：平成31年3月

管理の開始：平成31年4月1日

9 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外します。

また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は芦屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公表することがあります。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

(5) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

10 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。また、年次計画書に記載された自主事業については、個別事業計画書を実施日（募集開始日を含む。）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施します。指定管理者は、毎月、月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力していただきます。また、指定管理期間中に第三者による評価を実施します。

なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とします。評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表します。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力していただきます。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施することとします。また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとします。また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告していただきます。

(5) 指定の取消し等

指定候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定管理期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(6) 引継ぎの協力

指定管理期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。また、前受金については、市に納付し次期指定管理者に引継ぐものとし、回数券については、引継ぎ時点の未使用回数を次期指定管理者に引継ぎます。

(7) 駐車場において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

また、本市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入することとします。

(8) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び芦屋市個人情報保護条例に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(9) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、市から駐車場に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとします。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規定（平成 19 年訓令甲第 6 号）に基づき、適正に管理・保存するものとします。

(11) 内部通報処理の仕組み整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）により、通報・相談窓口の設置内部規定の整備を行う必要があります。

(12) 使用許可等

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

(13) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第 3 条に準じた管理責任者を置き、要綱の規定に準じた管理を行うための必要な措置を講ずるものとします。

(14) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる駐車場について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。指定管理者制度にお

ける事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となります。（過年度は、JR芦屋駅北駐車場、阪神芦屋駅南自転車駐車場、阪急芦屋川南月若自転車駐車場が課税対象となっておりました。）事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しく市課税課管理係（0797-38-2015）まで相談してください。）なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

11 問合せ先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市都市建設部建設総務課

TEL (0797)38-2480 FAX (0797)38-2163

Eメールアドレス kensetsu_soumu@city.ashiya.lg.jp

(様式1)

芦屋市自転車駐車場 指定管理者 指定申請書

平成 年 月 日

芦屋市長 あて

所在地

法人等名 (グループの場合は、代表する法人又は団体名)

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申請します。
記

提出書類

- 1 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書
- 2 芦屋市自転車駐車場事業計画書 (様式2)
 - (1) 法人等の概要説明書
 - (2) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針
 - (3) 自転車駐車場の管理体制
 - (4) 自転車駐車場の維持管理
 - (5) 自転車駐車場運営の取組
 - (6) 自主事業案
 - (7) 自転車駐車場の管理運営費
 - (8) 人件費及び損害保険料内訳
- 3 指定管理者の申請に係る誓約書 (様式3)
- 4 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為 (法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
 - (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (法人のみ)
 - (3) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
 - (4) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
 - (5) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類 (貸借対照表、損益計算書、法定監査を受けた場合の監査報告書)
 - (6) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - (7) 事業実績等の概要が分かるもの
 - (8) 代表者履歴、役員名簿
 - (9) その他本市が必要と認めた書類等

以上

(様式2)

芦屋市自転車駐車場 事業計画書

(1) 法人等の概要説明書

法人等名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
設立目的	
役員構成	
会員又は構成団体等	
従業員数	
活動内容	
担当者名	
電話番号	
Fax 番号	
e-mail	

(様式2)

(2) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

記載項目	記入欄
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について	
(2) 団体の理念及び運営方針について	
(3) 団体の業務推進能力について (財政基盤, 団体構成等)	

(様式2)

(3) 自転車駐車場の管理体制

記載項目	記入欄
<p>(1) 管理体制について (従業員の配置(常駐者, 非常駐者) 人材育成の方法)</p>	
<p>(2) 緊急時の対応について (事故・災害発生時, 緊急時の体制, 対策の概要)</p>	

<p>(3) 個人情報保護の措置 について (具体的な対策の明示)</p>	
---	--

(様式2)

(4) 自転車駐車場の維持管理

記載項目	記入欄
(1) 施設管理の基本事項 について	
(2) 自転車駐車場の安全 対策について (具体的な対策の明示)	

(様式2)

(5) 自転車駐車場運営の取組

記載項目	記入欄
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について (接遇対応等)	
(2) 利用促進の取組について (具体的な方法の明示)	

<p>(3) 不法行為等への取組 について (不正利用対策, マナー 向上対策)</p>	
<p>(4) 交通安全推進及び啓 発の取組について (交通安全推進, 啓発の 具体的な内容)</p>	

(5) 自主事業への取組について

(施設を有効的に活用するために、市が指定する業務以外の独自の提案による業務の実施を希望、提案する場合は、その内容・費用等を具体的に記載してください。自転車を取り巻く社会のニーズ(レンタサイクル等)に対しての対応についても提案がある場合は具体的に記載してください。)

(様式2)

(6) 自主事業案

	事業名	目的・内容	実施時期・回数
1			
2			
3			
4			
5			

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(平成31年度)

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (平成30年度からの繰入)	6,750,000 ※現指定管理者予 算額より	
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃, 植栽, 警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
大規模修繕積立金		
前受金 (平成32年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は平成31年9月30日までは8%,平成31年10月1日以降は10%で計上してください。

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(平成32年度)

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (平成31年度からの繰入)		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃, 植栽, 警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
大規模修繕積立金		
前受金 (平成33年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(平成33年度)

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (平成32年度からの繰入)		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃, 植栽, 警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
大規模修繕積立金		
前受金 (平成34年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(平成34年度)

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (平成33年度からの繰入)		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃, 植栽, 警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
大規模修繕積立金		
前受金 (平成35年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(平成35年度)

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (平成34年度からの繰入)		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃, 植栽, 警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
大規模修繕積立金		
前受金 (平成36年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(平成31年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類, 保険種目, てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(平成32年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類, 保険種目, てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(平成33年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類, 保険種目, てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(平成34年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類, 保険種目, てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(平成35年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類, 保険種目, てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式3)

指定管理者の申請に係る誓約書

平成 年 月 日

芦屋市長 宛

所在地

法人等名（グループの場合は、代表する法人又は団体名）

代表者氏名

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の選定等に当たり、提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。また、下記の申請資格をすべて満たし、かつ、欠格事項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

1 申請資格

- (1) 法人その他の団体、又は、複数の法人等により構成されるグループであること。
(兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。)
- (2) 芦屋市自転車駐車場の事業、施設管理等を円滑に遂行できる能力を有する法人等であること。
- (3) 他に単独又はグループで芦屋市自転車駐車場の指定管理者の申請をしていないこと。

2 欠格条項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (2) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準ずる者
- (3) 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、府県税及び市町村民税を滞納している者
- (5) 指定管理者の指定取消しを受けた者
- (6) 芦屋市、国県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者
- (7) 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

以 上

(様式4)

芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書

平成 年 月 日

芦屋市長 あて

質問者 法人等名

代表者氏名

回答書送付先

担当者氏名

電話番号

Fax 番号

e-mail

質問 番号	募集要項の 該当項目等	質問内容	備考

(様式5)

辞退届

芦屋市長 あて

所在地

法人等名（連合体の場合は、代表する法人又は団体名）

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定を受けるため申請しましたが、都合により辞退します。

記

1 辞退の理由

参考資料

ア 管理業務の実施に係る収支状況

単位：円

収入	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (予算額)
	利用料金収入	118,004,070	117,419,910	117,143,410	116,655,630	114,130,000
	自主事業収入	0	0	0	0	180,000
	前受金(前年度からの繰入)	7,330,401	7,089,059	7,395,710	6,784,113	6,720,000
	計	125,334,471	124,508,969	124,539,120	123,439,743	121,030,000

支出	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (予算額)
	人件費	74,479,865	73,162,767	75,097,764	77,818,690	71,096,000
	光熱水費	2,211,449	2,001,821	2,276,601	2,221,507	4,638,000
	設備保守点検	1,608,336	1,643,436	792,720	2,454,192	1,680,000
	清掃・点検等	200,425	199,640	216,000	208,656	205,000
	修繕費	1,689,737	2,543,050	368,399	1,183,657	2,000,000
	事務局費	10,938,415	9,383,149	10,055,369	10,941,028	8,580,000
	自主事業等経費	0	0	9,000	0	158,000
	公課費等(消費税事業所税)	5,958,389	18,060,721	8,022,513	8,240,194	9,866,000
	大規模修繕積立金	17,600,000	13,340,000	13,340,000	13,340,000	13,340,000
	前受金(翌年度への繰入)	7,089,059	7,395,710	6,784,113	7,034,730	6,750,000
	計	121,775,675	127,730,294	116,962,479	123,442,654	118,313,000

※公課費等の項目については、平成26・27年度は調整があったため平成28・29年度を参考に計算してください。

イ 平成29年度の駐車場の利用状況

[]書きは平成28年度

区 分 \ 名 称			阪急芦屋川北 自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐車場
平成29年度 収容台数	自転車	定期	[290] 290台	[200] 200台	[219] 219台
		一時	[87] 87台	[22] 22台	なし
	原動機付 自転車	定期	[84] 84台	なし	なし
		一時	[24] 24台	なし	なし
	自動二輪	一時	[3] 3台	なし	なし
	計			[488] 488台	[222] 222台
換算利用台数※	自転車		[264] 271台/日	[209] 215台/日	[63] 50台/日
	原動機付自転車		[82] 81台/日	なし	なし
	自動二輪		[0] 1台	なし	なし
計			[346] 353台/日	[209] 215台/日	[63] 50台/日
平成29年度 利用率			[71] 72%	[94] 97%	[29] 23%

※1日当たり定期利用台数と一時利用台数の合計

区 分 \ 名 称			J R芦屋駅北 自転車駐車場	J R芦屋駅南 自転車駐車場 1	J R芦屋駅南 自転車駐車場 2	J R芦屋駅南 自転車駐車場 3	J R芦屋駅南 自転車駐車場 4
平成29年度 収容台数	自転車	定期	[453] 453台	[91] 91台	[178] 178台	[128] 128台	なし
		一時	[426] 426台	なし	なし	[220] 220台	なし
	原動機付 自転車	定期	[349] 349台	[50] 50台	なし	なし	[73] 73台
		一時	[74] 74台	なし	なし	[43] 43台	なし
	自動二輪	一時	なし	なし	なし	[7] 7台	なし

計		[1302] 1302台	[141] 141台	[178] 178台	[398] 398台	[73] 73台
換算利用台数	自転車	[774] 772台/日	[90] 89台/日	[171] 171台/日	[336] 330台/日	なし
	原動機付自転車	[267] 243台/日	[50] 46台/日	なし	[36] 34台/日	[38] 37台/日
	自動二輪	なし	なし	なし	[9] 10台/日	なし
計		[1041] 1015台/日	[140] 135台/日	[171] 171台/日	[381] 374台/日	[38] 37台/日
平成29年度 利用率		[80] 78%	[99] 96%	[96] 96%	[96] 94%	[52] 51%

区 分 \ 名 称			J R 芦屋駅南 自転車駐車場 6	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 7	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 8	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9
平成 29 年度 収 容 台 数	自転車	定期	[67] 67台	なし	[33] 33台	[24] 24台
		一時	なし	なし	なし	なし
	原動機付 自転車	定期	[20] 20台	[19] 19台	なし	なし
		一時	なし	なし	なし	なし
	自動二輪	一時	なし	なし	なし	なし
計			[87] 87台	[19] 19台	[33] 33台	[24] 24台
換 算 利 用 台 数	自転車	[68] 66台/日	なし	[33] 33台/日	[23] 23台/日	
	原動機付自転車	[20] 19台/日	[19] 17台/日	なし	なし	
	自動二輪	なし	なし	なし	なし	
計			[88] 85台/日	[19] 17台/日	[33] 33台/日	[23] 23台/日
平成29年度 利用率			[101] 98%	[100] 89%	[100] 100%	[96] 96%

区 分		名 称		阪神打出駅前 自転車駐車場	阪神芦屋駅南 自転車駐車場	阪神芦屋駅西 自転車駐車場
平成29年度 収容台数	自転車	定期	[378] 378台	[613] 642台	[315] 315台	
		一時	[110] 110台	来庁用含む。 [504] 471台	[207] 207台	
	原動機付 自転車	定期	[12] 12台	[135] 127台	[50] 50台	
		一時	[5] 5台	来庁用含む。 [35] 35台	[19] 19台	
	自動二輪	一時	[2] 2台	なし	[2] 2台	
計			[507] 507台	[1287] 1275台	[593] 593台	
換算利用台数	自転車	[469] 480台/日	来庁用含む。 [1041] 1044台/日	[380] 372台/日		
	原動機付自転車	[17] 16台/日	来庁用含む。 [143] 138台/日	[30] 29台/日		
	自動二輪	[0] 0台/日	なし	[1] 1台/日		
計			[486] 496台/日	[1184] 1182台/日	[411] 402台/日	
平成29年度 利用率			[96] 98%	[92] 93%	[69] 68%	